

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 16 号

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市介護保険条例施行規則（平成 12 年瀬戸市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特例介護予防サービス費の額) 第 11 条 法第 54 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第 53 条第 2 項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第 84 条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 90 に相当する額とする。	(特例介護予防サービス費の額) 第 11 条 法第 54 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第 53 条第 2 項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、 <u>介護予防通所介護</u> 、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第 84 条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 90 に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）附則第8条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置において、当該事業を行うこととされた市長が定める日において介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項に規定する要支援認定を受けていた被保険者については、当該要支援認定の有効期間（同法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、改正後の瀬戸市介護保険条例施行規則の規定は適用せず、改正前の瀬戸市介護保険条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。